

清川保育所 重要事項説明書

1 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人 帯広保育事業協会
事業者の所在地	帯広市西 1 5 条南 4 0 丁目 2 番地 1
事業者の連絡先	0 1 5 5 - 4 8 - 2 2 0 6
代表者氏名	理事長 清野 義明

2 保育所の概要、目的及び運営の方針

施設の名称		清川保育所（認可保育所）						
施設の所在地		帯広市清川町西 2 線 1 2 5 番地 2 5						
連絡先		電話番号 0 1 5 5 - 6 0 - 2 0 2 9						
		FAX 番号 0 1 5 5 - 6 0 - 2 0 2 9						
管理者（所長）氏名		所長 滝沢 仁						
開設年月日		昭和 3 0 年 5 月 1 日						
利用定員	（2号）	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	（3号）	0人	3人	6人	7人	7人	7人	30人
事業の目的・運営方針		○事業目的 当所を利用する子どもに対し保育を行いその健全な心身の発達を図るとともに、その保護者や地域の子育て家庭に対する支援等を行うことを目的とする。 ○運営方針 未来を担う子どもたちの成長を願って保護者からも地域からも愛される保育所を目指します。 また、入所児の家庭及び地域との結びつきを重視した運営を行うとともに、その支援を行い、行政機関や小学校、他の特定教育、保育施設等地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療・福祉を提供する者との密接な連携に努めます。						

3 施設の概要

敷地	敷地全体	1,965.66㎡
	園庭	905.73㎡
園舎	構造	木造平屋建
	延べ	360.86㎡

4 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
ほふく室	1室	
保育室	3室	
遊戯室	1室	
調理室	1室	
事務室	1室	

5 職員体制（令和6年4月1日）

職 種	員 数	常 勤	非常勤	職 務 の 内 容
所長	1人	1人		保育所の掌理及び職員の指揮監督
主任保育士	1人	1人		所長の補佐及び保育士の統括
副主任保育士				主任の補佐及び保育担当
保育士	3人	3人		保育担当
臨時保育士	5人		5人	保育補助
調理員	3人	1人	2人	給食業務
用務員				園内外の環境整備業務
事務員	3人		3人	事務処理業務（本部）
相談員	1人		1人	保護者等への相談支援（本部）
嘱託医	2人		2人	園児の健康診査

6 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前 7 時 3 0 分～午後 6 時 3 0 分（11 時間）
	保育短時間	午前 9 時 0 0 分～午後 5 時 0 0 分（8 時間）
延長保育時間	保育標準時間	未実施
	保育短時間	朝：午前 7 時 3 0 分～午前 9 時 0 0 分 夕：午後 5 時 0 0 分～午後 6 時 3 0 分
開所時間	月～土曜日	午前 7 時 3 0 分～午後 6 時 3 0 分
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）	

7 利用者負担費用等

利用者負担（3 歳児クラス未満）	帯広市が定める利用者負担（月額保育料） ※帯広市に納付していただきます。		
延長保育費用	保育標準時間	（未実施）	
	保育短時間(上記 6 の時間帯)	30 分毎	50 円
給食費（3 歳児クラス以上）	副食費（おかず・おやつ等） ※減免される場合があります。	月額	4,800 円
	主食費（ごはん等） ※減免規定はなく全員にご負担 いただきます。	月額	700 円

※延長保育費・給食費については、保育所が指定する金融機関の口座振替を基本としています。保育所が配付する口座振替依頼書にご記入の上、提出願います。

8 提供する保育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育課程に沿って、入所児の心身の状況に応じた保育を提供します。

○保育方針

一人一人を大切にし、意欲・主体性を育む丁寧な保育をします。

私たちは常に子どもをかけがえのない存在として愛し、気持ちを受け止め、様々な活動を通して発達を支えていきます。

○保育目標

☆心も体も健やかな子

☆遊びを通し自ら学び考える子

☆感じたこと考えたことを自分らしく表現できる子

9 保育所保育児童要録

子どもの発達や生活の連続性等を踏まえ、子どもの育ちを支えるため、就学先となる小学校に対し、保育所における生活の様子を記載した要録を送付します。

10 年間行事予定

月	主 な 行 事 内 容
4 月	入所・進級式、誕生会、避難訓練
5 月	こどもの日、内科検診、合同運動会、誕生会、避難訓練
6 月	歯科検診、春の遠足、誕生会、避難訓練
7 月	親子遠足、年長お楽しみ会、夏祭り、誕生会、避難訓練
8 月	誕生会、避難訓練
9 月	バス遠足、年長社会見学、誕生会、避難訓練
10 月	焼きいもパーティ、交通安全指導、内科検診、誕生会、避難訓練、馬車体験
11 月	発表会、誕生会、避難訓練
12 月	餅つき、開所記念日、クリスマス会、誕生会、避難訓練
1 月	親子雪中レク、誕生会、避難訓練
2 月	節分、お別れ会、誕生会、避難訓練
3 月	ひなまつり、卒園・修了式、誕生会、避難訓練

11 利用の開始及び終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項

利用者の内定	市町村が行う利用調整による
退所理由	・ 2 号・ 3 号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。） ・ 保護者から退所の申出があったとき ・ 利用継続が不可能であると帯広市が認めたとき ・ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
利用にあたっての留意事項	別紙「入所のしおり」による

12 嘱託医

医療機関の名称	みなみ町こどもクリニック
医院（医院）長名	住谷 晋
所在地	帯広市南町南7線30番地53
電話番号	0155-49-3300

13 嘱託歯科医

医療機関の名称	山口貴史歯科クリニック
医院長名	山口 貴史
所在地	帯広市西23条南3丁目62番地ぴあざフクハラ西帯広店2階
電話番号	0155-38-8338

14 緊急時における対応方法

当所は、保育の提供中に利用子どもの健康状態の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用子どもの家族等に連絡するとともに嘱託医又は利用子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

【清川保育所携帯電話】

緊急時連絡用携帯電話番号	080-8290-2374
--------------	---------------

【管轄する消防署】

消防署名	帯広市消防署川西分遣所
所在地	帯広市清川町西2線128番地
電話番号	0155-60-2105

【管轄する警察署】

警察署名	帯広警察署
所在地	帯広市西2条北1丁目1番地
電話番号	0155-25-0110

15 非常災害対策

防火管理者	主任保育士 三上 智子
消防計画届出年月日	帯広市消防署あて 平成30年11月19日届出
避難訓練	避難及び消火の訓練は、少なくとも月1回実施します。
防災設備	自動火災探知器、煙感知器、誘導灯を備えています。
避難場所	園庭・帯広市立清川中学校

16 要望・苦情等の窓口

相談・苦情等受付担当者	主任保育士 三上 智子	
相談・苦情等解決責任者	所長 滝沢 仁	
第三者委員	大橋 剛	
	河田 芙美子	

【要望・苦情等の受付（対応）方法】

要望・苦情等を受け付けた場合には、苦情の内容、意向等の確認・記録するとともに、苦情申し出人との話し合いを行います。又、第三者委員に報告するとともに助言や話し合いなどを行い円満な解決に努めます。

17 賠償責任保険の加入状況

加入保険の種類	ほいくのほけん（東京海上日動火災保険（株））
加入保険の内容	契約者：公益社団法人全国私立保育連盟 園賠償責任保険と園児団体傷害保険のセット保険
補償額	園賠償責任保険： 対人1名・1事故10億円 対物1事故1千万円 園児団体傷害保険： 死亡・後遺障害215万円 入院保険金日額2,250円

18 守秘義務及び個人情報の取扱い

保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た利用子ども及びその保護者に係る個人情報については、法令による場合を除き、保護者の同意を得ずに第三者へ提供することはありません。

19 児童虐待の早期発見及び通告の義務

保育所・幼稚園・学校関係者には、児童虐待の早期発見及び通報の義務がありますのでご了承ください。(児童虐待の防止等に関する法律第5条による)

20 その他の留意事項

利用者の思想・信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

重要事項説明に係る同意書

当所における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

保育所名 : 清川保育所

説明者 : 所長 滝沢 仁

私は、本書面に基づいて清川保育所の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者氏名及び続柄 : ㊞ （続柄 : ）

保護者住所 :

児 童 氏 名 :

※入所する全ての児童名をご記入ください。